

戦後補償裁判としての「在日コリアン無年金訴訟」

在間 秀和

要約

「年をとって働けなくなっても安心して生活したい」という気持ちは人間としての切実な望みである。国民年金制度はそれに応える社会保障制度の中でも最も重要なものといえる。しかし現在においてもなお在日コリアン高齢者はその制度の枠外におかれている。日本政府はこれまで基本的に在日コリアンを日本社会の構成員としての扱いをしてこなかった。その結果、国民年金法の国籍条項が撤廃されながら、在日コリアン高齢者が年金を受給できない、という深刻な事態が生じている。放置できない未解決の戦後補償問題の一つである。

一 はじめに

二〇〇三年一月一三日、五名の在日コリアンが原告となり、国を被告として「在日コリアン無年金訴訟」を大阪地裁に提訴した。原告は、八〇歳前後の高齢者であり、本来なら「年金生活者」のはずである。ところが、在日コリアン高齢者には年金の受給権がない。現在の国

民年金法には国籍条項がないにもかかわらず、何故に在日コリアン高齢者には年金が支給されないのか。

この裁判は、この問題を正面から世に問うた初めての訴訟である。

「国民年金制度」は、「国民皆年金」をスローガンに一九五九年の国民年金法の公布・施行によりスタートした。しかし、当初、ここにいう「国民」から、基本的に在日コリアンは当然の如く除外されていた。「年金制度」

から除外するということは、即ち、その社会の構成員ではない、というに等しい。就労年齢を超えた人たちが生活する上で、「年金問題」はまさに死活の問題であるからである。

その結果、許し難い状況が現在出来ている。在日コリアンは、納税の義務は「日本人」と同じに扱われながら、年金の受給については「外国人」とされ排除されてきた。制度創設時に設けられた「国籍条項」はその後撤廃された。しかしそれは、在日コリアンが保険料の納付義務を負わされながら、高齢者に年金が支給されない、というまことに許し難い事態を生ぜしめた。

この裁判は、大阪地裁（二〇〇五年五月二五日）、大阪高裁（二〇〇六年一月一五日）と原告敗訴の判決を受け、今最高裁に係属している。これまでのところ、いずれの裁判所も、原告らの真摯な訴えに何ら耳を貸そうとしてこなかった。在日コリアンを、単に「日本に滞在する外国人」として扱い、「外国人に対する社会保険を含む社会保障の責任は、第一次的にはその者の属する国家が負うべきである」とし、日本政府の責任ではない、としたのである。

一九〇五年の「乙巳^{ウルサ}保護条約（第二次日韓協約）」、そして一九一〇年の韓国併合条約以降、日本は朝鮮半島を

植民地とし、そこに暮らす人々を一方的に「帝国臣民」とした。敗戦後、日本政府は、一九五二年四月二八日のサンフランシスコ条約発効により、これも全く一方的に一片の行政通達で、旧植民地出身者は「日本国籍を失う」とした。在日コリアンの日本社会における地位、状況を考える上で、こうした歴史的経過を無視することは断じてできないはずである。ところが、現在の日本の裁判官は、その歴史的事実を全く無視し、在日コリアンも、一時的に日本に滞在する外国人も同じ、と断じてきたのである。問われている問題は、四〇年に及ぶ日本の朝鮮半島の植民地支配の国家的責任である。この訴訟を私たちが「戦後補償裁判としての在日コリアン無年金訴訟」という所以はここにある。

以下、私たちがこの訴訟において明らかにしようとしてきた問題、そしてそれに対する現在の日本の裁判官の人権感覚が那辺にあるかについて考察してみたい。

二 国民年金制度の創設

一九五九年四月一六日、「国民皆年金体制」の名の下、国民年金法が公布され、同年一月一日付で施行された。それまでは戦前から制度化されていた、企業に雇用され

る被用者を対象とした厚生年金制度、そして船員保険制度、公務員を対象とした共済制度が存在したが、それ以外の人々に対する年金制度はなかった。それを「国民一般」に年金制度を拡充するという制度であることから、「国民皆年金」とうたわれた。これが現在の国民年金制度の源流である。そして、一九六一年四月一日以降、国民年金保険料の納付と拠出制の保険給付が開始された。

「国民年金制度」は、概略、二〇歳以上六〇歳未満の者がその被保険者とされ、「老齢年金」については、加入者が六五歳に達したときに支給が開始される制度である。拠出制が基本とされ、保険料納付期間が原則として二五年以上必要とされる。ただ、いきなりこうした制度を実施するとすれば、例えば制度開始当時四〇歳の人は、六〇歳まで保険料の納付を義務付けられながら、その納付期間が二五年に満たないから自らは年金の受給はできない、というような事態が生じる。年金制度の基本的趣旨を「世代間扶養」と割り切ってしまうえばそうした結論を甘受できるのであるが、しかし現実には一般に、「自ら受給できないのに保険料を負担する、ということとは納得できない」という意識から、制度の運用に支障を来す、との危惧があったことも当然であろう。制度創設にあたって、国は、「経過的特例措置」と「補完的福祉年金」

を用意した（これらの措置は、以下に述べる在日コリアンの年金問題を考える上で極めて重要である）。

「経過的特例措置」とは次のような措置であった。まず、一九六一年四月一日現在において五〇歳を超える者は「被保険者ではない」、即ち保険料納付義務はない、との経過的特例が設けられた。そして、同日現在五〇歳以下の者は、保険料の納付期間要件が緩和され、「二五年の納付期間」の要件は、一〇年（四五歳以上）〜二四年（三一歳）と段階的に読み替えられる、という経過的特例措置がとられた。例えば、四五歳の人は一〇年間保険料を納付すれば年金が受給できる、という意味である。「五〇歳を超える者は被保険者ではない」とされたが、経過的特例措置として、同日現在において五〇歳を超え五五歳未満の人については「任意加入」ができるとの措置（一〇年年金）がとられた。

次に、「補完的福祉年金」とは次のような制度である。高齢者に対する特別の制度として、拠出制ではない「老齢福祉年金」が用意された。即ち、七〇歳に達したときに支給され、その受給資格は、保険料免除期間及び保険料納付期間の合計が三〇年以上が条件とされたが、ただ、法が施行された一九五九年一月一日において既に七〇歳以上の高齢者が存在していることから、それらの人に

対する経過的措置として一九五九年一月一日以降、老齢福祉年金が支給される、という制度であり、年額一万二〇〇〇円の老齢福祉年金の支給が無拠出制で開始された。そして、一九六一年四月一日において五〇歳を超える者については、前記のように「保険料免除期間及び保険料納付期間の合計が三〇年以上が条件」とはされず、七〇歳に達したときに老齢福祉年金が支給されることとされた（「経過的福祉年金」）。

三 国民年金制度創設時における高齢者に対する特別の措置

以上のように少々複雑であるが、年金制度の基本的なコンセプトが、一定の年齢幅で加入者を設定し、一定期間の保険料納付を義務付けたことから、何らかの経過措置が必要とされ、とりわけ高齢者の救済、という趣旨の手厚い措置が用意され、「国民皆年金」の実現が図られたのである。

「高齢者」に対してとられた措置として、前記のように、任意加入の対象とされた五〇歳以上の「一〇年年金」がある。ところが、仮に任意加入したとしても保険料納付期間が短く、年金受給にあたっては納付した保険料に応

じて低額の年金しか支給されないこととなる。しかし、年金への加入を促進する趣旨から、保険料納付額と比較して有利な年金額とする、という優遇措置がとられている。制度創設に関わった担当者は、「高齢の者は、すぐにも年金による所得保障を必要としている、という実態に即したものにすることがあったからである」と説明している。

国民年金制度は、拠出制年金については年金額の三分の一を国庫が負担する、という制度である。しかし前述の無拠出制の老齢福祉年金の費用は、全額国庫負担である。この点も、「もし拠出制の年金制度だけしかないとするなら、貧困のため、拠出した期間が不十分であった者は、何らの年金支給が行われないことになるが、それでは、保険料を拠出した人だけが国から国庫負担を通じて援助を受けられ、貧困のためにそれができなかった人々には国庫の支出による援助が行われないという不合理な結果となる」（小山進次郎厚生省年金局長）から、と説明された。

こうした説明から明らかなように、制度創設にあたっては、国は、「国民」、特に高齢者である「国民」から予想される不平不満に可能な限り対応すべく、様々な経過的・補完的措置を手厚くとったのである。

四 国民年金制度創設時における国籍条項の問題

ところが、ここに言う「国民」からは、在日コリアンは当然の如く排除された。当時の国民年金法七条一項は、「日本国内に住所を有する二〇歳以上六〇歳未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする」（以下、傍点はすべて引用者）と定めることにより、「日本国籍」をもたない人々を「被保険者」から除外した。また、老齢福祉年金に関しても、同じく法第七九条第二項においては、「ただしその者が七〇歳に達した日において日本国民でないときはこの限りではない」との国籍条項が設けられた。『国民年金制度』の趣旨からして『国籍条項』を設けるのは当然、というのが当時の国の感覚であったのである。しかし、それまでの歴史的経緯は必ずしもそうではなかった。

国民年金法は一九五九年の公布・施行であるが、先に触れたように、実は、戦前から二種類のいわゆる被用者保険制度があった。「厚生年金法」（一九四一年）と「船員保険法」（一九三九年）である。それらの法律には元来は、「国籍要件」が存在した。しかし、当時日本の植

民地支配下にあった地域（台湾・朝鮮半島）の人々は「帝国臣民」として当然それらの法の対象者とされた。

ところが、一九四五年、敗戦後のGHQ占領下において、旧植民地出身者に対する厚生年金等における取扱いが問題とされた。当時GHQは、連合国軍最高司令官総司令部指令（SCAPIN）として、日本政府に対し次の内容の指示をしている。一九四五年一月二十九日付の「職業政策に関する覚書」がそれであるが、「日本帝国政府は、労働者に対し、民業、官業を問わず、その賃金労働時間、労働条件に関し、国籍、宗教、社会的地位により差別をなし、又は許容することなきよう確実に措置すべし」と定め、国籍による差別を禁止した。その結果、厚生年金保険法及び船員保険法における国籍条項は撤廃された。

年金問題に限らず、当時の占領政策においては、「内外人平等」は大方の基本認識であったようである。一九四七年制定の労働基準法、職業安定法等にも国籍による差別を禁止する規定がおかれている。また、一九四六年二月一三日にGHQが日本政府に提示したマッカーサー憲法草案では、「すべての自然人は、法の前に平等である」（二三条）との規定や、「外国人は、法の平等な保護を受ける」（一六条）との規定がおかれている。GHQと日

本政府の間の協議においても、「すべての自然人は、その日本国民たる」と否とを問わず、法の下に平等にして、人種、信条、性別、社会上の身分もしくは門閥又は国籍により、政治上、経済上又は社会上的関係において差別せらるることなし」(新二三条)とされている。これが、現憲法の一四條「すべて国民は法の下に平等であつて……との表現にいたる(その経緯については、古関彰一『新憲法の誕生』(中公文庫)に詳しい)。

このような基本認識からすれば、アプリアリに「国民年金法」において国籍条項をおくべし、ということにはならないはずである。

しかし、一九五二年四月二八日のサンフランシスコ平和条約発効以降に制定された一連の社会保障立法(例えば、児童扶養手当法、児童手当法等)においては、当然の如く「国籍条項」が付されていく(この種の立法で国籍条項が設けられなかったのは、「被害の特殊性」が強調された原爆二法だけであった)。そして、国民健康保険法や、公営住宅法等においても、「国籍条項」はおかれないまでも、その運用上「外国人」を排除して適用されていたのである。

この経過からも窺われるように、社会保障立法において「国籍条項」を設けることは、決して、「論ずるまで

もなく当然」のことではなかった。

特に「年金」の分野においては、国民年金法における国籍条項の規定による「不都合」が明らかとなった。前述のように、以前の厚生年金法において国籍条項がなく、新設の「国民年金法」に国籍条項がおかれる、ということとなった。一方で、国民年金法の施行と同時に「通算年金通則法」が制定されている。この法律によれば、「厚生年金と国民年金を合わせて二五年以上の被保険期間があれば年金受給権を取得できる」とされている。しかし例えば、国民年金制度が創設される前に厚生年金に加入していた在日コリアンが、仮に国民年金制度の創設後、厚生年金から脱退した(即ち従前の企業を退職した場合、引き続き国民年金に加入しようとしても、その国籍条項故に加入できないことになる。その厚生年金における被保険者期間が二五年に満たなければ年金として受給できず、「厚生年金脱退一時金」の受給しか選択肢はない。本来、被用者の「老後の生活保障」のために厚生年金が存在しながら、ここにおいて、同様に厚生年金に加入していた日本人と在日コリアンとの間で、国民年金と通算される者と、脱退一時金しか受給できない者という、歴然とした重大な差異が生じることとなったのである。

国民年金制度の創設において、一九五九年三月二四日の第三一回国会における衆議院付帯決議は、次のように指摘している。「国民年金制度、各種公的年金制度の相互間に通算調整の途を講じることが国民皆年金の理想を達成するための不可欠の要件であるから、昭和三六年度までにこれに必要な措置を完了すること。その際途中脱退者が不利にならないよう充分の配慮をすること」。即ち、被用者保険と国民年金との通算調整をすることにより、途中脱退者が不利にならないよう充分の配慮をすることがわざわざ全会一致の決議で確認されている。然るに、被用者年金制度に旧植民地出身者が加入しており、その人々がその保険から途中脱退すれば、国民年金法の国籍条項故に国民年金制度には加入できず「不利」になることは制度上明らかであった。果たしてこの段階において、この歴然とした「不利」はどのように考えられたのであろうか。

実は、このときの国会における論議では、「脱退一時金は基本的に認めない」という方向も示されたことがあった。そうなれば厚生年金を脱退する在日コリアンは、国民年金に加入できないのであるから、それまでの厚生年金について納付してきた保険料は全くの「掛け捨て」になる。結局は、厚生年金の「脱退一時金」制度は残さ

れたが、こうした論議がなされた際、明白に不利となる在日コリアンの問題がどこまで検討されたのであろうか。その痕跡は見あたらない。

そもそも厚生年金と国民年金が「通算」されるということ、しかも「通算」が原則と考えられたことは、それぞれの制度の基本的な趣旨が共通しているからである。その違いは、「地域保険」(国民年金・国民健康保険)と「職域保険」(厚生年金・社会保険)という相異に過ぎない。「職域保険」に国籍条項を設けず、「地域保険」にそれを設けるということに、どれほどの合理性があるのであろうか。両制度の間において、「国籍条項」が一方にあり、他方がない、ということ自体、不合理の極みと言わねばならない。

前述のように、国民年金制度の創設において、とりわけ「日本国籍」高齢者に関しては手厚い様々な措置が講じられた。しかし、在日コリアンに関するこうした不合理は、論議さえなされなかつたのである。

五 在日コリアン排除の意味するもの

「国民皆年金」を目指した国民年金制度の創設にあたっては、在日コリアンを国籍条項により排除する一方で、

二〇歳以上の全ての「国民」が国民年金に加入するよう
に、そしてまたとりわけ高齢者がその恩恵を受けること
ができるように、実に丁寧な措置がとられてきたことは、
前述したとおりである。

ここで特に注目されるべきは、上記「老齢福祉年金」
の制度である。要は無拠出年金であり、原則として、一
九六一年四月一日現在において五〇歳を超える「日本国
民」は、保険料の納付をすることなく、七〇歳に達すれ
ば「老齢福祉年金」の支給対象とされたのである。この
「老齢福祉年金」は無拠出であることから、それは当然
に国庫負担である。

ここにおける重要な問題は、在日コリアンが、その「国
庫」に貢献する「納税」に関しては、「日本国民」と同
じように扱われてきたことである。

日本国憲法三〇条は「国民は、法律の定めるところに
より、納税の義務を負う」とされている。一方参政権を
定めた同一五条一項は「公務員を選定し、及びこれを罷
免することは、国民固有の権利である」とし、両規定に
おける権利・義務の主体はいずれも「国民」である。在
日コリアンの参政権が認められない大きな論拠とされた
のがこの「国民」という主体の定め方である。公職選挙
法も選挙権・被選挙権のいずれにおいても「日本国籍」

を前提にしている。そうであれば、「納税の義務」も同
様であるべきだろう。ところが、納税義務になれば途端
に「日本国籍」は不要となる。例えば、所得税法五条一
項は「居住者は、この法律により、所得税を納める義務
がある」と定められている。

ここにおける「国の理念」は、社会保障においては内
外人は当然の如く異なる扱いをするが、納税においては
内外人平等に扱う、ということを意味する。在日コリア
ンは、納税の負担は日本国籍をもつ人と同様に扱われな
がら、それによる保障の対象外に置かれるという措置を
受けることとなったのである。

前述のとおり、「老齢福祉年金」は、「老後において年
金を最も必要とする階層」であるが故にその免除期間の
保険料について国庫が補助するという制度であり、「経
過的福祉年金」においては全てが国庫からの負担である。
では、その対象から何故在日コリアンが除外されるので
あろうか。在日コリアンは営々として納税の義務を果た
し続けながら、これら税金から拠出される社会保障から
排除される不合理な不利益を、ここにおいても被ること
になったのである。

このように補完的福祉年金という制度やその経過的措
置、そして免除期間中の保険料の国庫負担という措置は、

国民皆年金実現のため、無年金者を生み出さないために存在しているだけでなく、前述のように国庫負担即ち税金からの拠出という側面における不平等・不合理の是正という重要な側面も存在していたのである。この不平等・不合理について、日本国籍者に対してのみ是正し、同じく税負担を強いられる旧植民地出身者については、制度そのものから排除する、ということが何故許されるのであろうか。

このように、同じように税負担をしながら、七〇歳を超える高齢になって、何らの負担なく死亡に至るまで年金が受給できる人と、全く何の支給も受けることができない人が生じる、という不合理は、それだけでも許されざる差別であらう。

六 日韓条約締結における問題の「処理」

一九六五年六月二二日、一九五一年以来一四年に及ぶ交渉の末、日韓条約及び請求権協定、法的地位協定が締結された。

日本政府は、日韓協議を通じて、日韓条約の締結を機に朝鮮半島への経済進出をはかろうと画策していた。そして結局、日本政府が韓国政府に、無償三億ドル、有償

二億ドルの援助を行うことで着落した。そして「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」（一九六五年。法的地位協定）第四条では、「日本国で永住を許可されている大韓民国国民に対する日本国における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項」については、日本国政府は「妥当な考慮を払うものとする。」とされたにとどまった。

ここにおいて日本政府は、その本来の責任をひたすら回避する対応をとり続けた。日韓会談で大きな問題の一つが、当時、在日韓国人貧困者に対する生活扶助を今後何年程度続けるかということであったが、日本側は二、三年を主張し、意見の一致をみなかったとされている（『朝日新聞』一九五二年二月九日）。しかし日本政府は旧植民地出身者の生活状況について、日本人と比べて公的扶助率が約一〇倍に上る貧困状態にあることは当然承知していたのである。そうでありながら、日本政府はなぜ「一、二年」と主張したのであろうか。一方で、国民年金制度において、国籍条項で旧植民地出身者の排除が続けていたことからしても、国はまさに、日韓条約の締結に至る過程においても一切の責任を回避しようとしていたことは明らかであった。

また一九八〇年三月四日国会衆議院予算委員会第三分

科会などにおいては、日本政府は、「一九六五年一二月の日韓条約および日韓地位協定では、在日韓国人の社会保障上の取り扱いが検討され、生活保護、国民健康保険、義務教育については日本政府が妥当な考慮を払うと言うことで締結をされ、生活の非常に危機的な場合に十分対処できる見込みがたった。その際国民年金についても議論になったが、特別な措置はとられなかった」と答弁している。この間の経緯をみれば、日本政府は、韓国政府の要望にもかかわらず、国民年金についてはあえて「特別の措置をとらなかつた」ということができる。当時すでに旧植民地出身者の子、孫にあたるいわゆる在日コリアン二世、三世が多く誕生している。戦後、日本に生まれ日本語しか知らない多数の在日コリアンが誕生している。国としては、これらの人々に「永住権」を認めるのであれば、日本国籍者と同様の社会保障制度の対象者として組み入れるのが当然であろう。財政的負担の側面から見ても、生活保護制度は全額国庫負担によりまかなわれるが、国民年金制度は外国人にも門戸を広げられれば、当然それだけの保険料納付がなされ、生活保護制度よりも財政負担は軽減されるのである。しかも社会保障制度において「救貧から防貧」は当然の流れであり、生活保護制度の運用が、過去から現在に至るまで繰り返し「適

正化」の名の下に「引き締め」られてきたのに対し、国民年金制度は基本的に対象者拡大が図られてきた。即ち、国民年金制度は「共同連帯」による社会保障制度の要である。

日韓条約の締結に至る日本政府の対応には、要するにその「共同連帯」から旧植民地出身者は排除し続けるという強固な意思しかみることができないのである。

この日韓条約締結というエポックは、在日コリアンの国民年金問題の解決を図るべき極めて重要な機会となるはずであったが、日本政府の強固な責任回避の対応に加え、韓国側における経済援助の必要、そして日本政府にとっての韓国への経済進出、という政治的要素が大きく影響し、年金問題は解決されることなく終わったのである。

七 一九八二年法における露骨な在日コリアンの排除

国民年金法において国籍条項が姿を消したのは一九八一年六月一二日公布、一九八二年一月一日施行の「国民年金法」の改正においてであった。これが、日本政府が「難民の地位に関する条約」及び「難民の地位に関する

議定書」を批准し、同条約が一九八二年一月一日に発効したことに伴う国内法の整備の一環としての改正であった。

一九七九年の国際人権規約の批准、そして一九八一年の難民条約の批准に伴い、児童扶養手当法等の社会保障立法において「国籍条項」が削除され、国民年金法における国籍条項も削除された。まさに「外圧」によりやむなく国籍条項を撤廃した、との受け止め方がされてもしかたがない動きであった。難民条約を日本政府が批准するに至った契機は、一九七五年のベトナム戦争の終結に伴ういわゆる「ベトナム難民」の日本への流入、という事態である。在日コリアンの社会保障問題については、一四年もの歳月を要した日韓協議においても日本側はひたすら責任回避に努めた。そして、そこでも曖昧にされた国民年金問題が、在日コリアンの数と比較すれば到底及びもつかない数の「ベトナム難民」問題が契機となつて、ようやく国民年金法における国籍条項が撤廃されたのである。この経緯をみるだけでも、この時の改正の意味を読みとることができる。

前述のように、一九五九年の国民年金制度の創設にあつては、「日本国民」に対しては、拠出制の老齢年金において五〇歳以下の者のみを強制加入の対象者とし、

その被保険者期間に関しても十全の経過措置をとり、一定年齢以上の者については二五年の保険料納付期間の要件を充たさなくとも受給可能との措置等がとられた。のみならず、国は、無拠出制の老齢福祉年金についても、当該個人の負担なしに七〇歳からの福祉年金受給が可能とし、制度創設時に七〇歳を超えている者については支給を直ちに開始した。そして、日本国民に関しては、制度創設後も「国民皆年金」実現のため、頻繁に法改正を行い、特例措置を繰り返して、とりわけ高齢者の手厚い保障を目指した。

もし国が、難民条約の発効した一九八二年において、同様の観点に立つて問題に対処していたならば、在日コリアンに対し、一九五九年の国民年金制度の創設の際の日本国民に対すると全く同じような経過措置を講じることを考えたであろう。即ち、新たに国民年金の対象者とされた在日コリアンには、同じように生後間もない幼児から、七〇歳を超える老人までいる。この点は、一九五九年における日本国民と同じであり、その総数が異なるだけである。

しかしながら「国籍要件の撤廃」をしたこの一九八二年段階での措置は、ただ、国民年金法の本則において「国籍要件の撤廃」がなされたに過ぎなかつたのである。そ

れに伴う前記の如き経過措置は、在日コリアンに対して全く講じられなかった。この対応は、まさに、前記の国民年金法の創設及びその後の度重なる優遇措置とは好対照である。

のみならず、「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」(一九八一年)の附則五項において、「この法律による改正前の国民年金法による福祉年金が支給されず、又は当該福祉年金の受給権が消滅する事由であつて、施行日前に生じたものに基づく同法による福祉年金の不支給又は失権については、なお従前の例による」とわざわざ規定し、「国民年金法の改正により新たに国民年金制度に組み入れられることになった定住外国人の高齢者に関し、従前の無資格・無権利状態を継続する、としたのである。そして加えて、一九八一年六月二十五日、社会保険庁は全国の知事宛にわざわざ通達を發し、「新たに適用対象となる外国人に対して老齡年金等の受給資格の短縮等の特例措置は一切講じられていないものであること」等とまで念押しをしたのである。

こうした念の入れ方は、「国籍要件がなくなれば当然支給される」と理解する在日コリアンらが年金支給を求めてくることを十分認識していたからに他ならない。あ

るいはまた、そうした請求に対して各自治体の窓口において請求が受理される可能性が想定されたからこそ、あえて全国の都道府県知事宛の通達まで出したと言わざるを得ないのである。

定住外国人にとつてみれば、国民年金法において「国籍要件」は撤廃されたものの、経過的措置がとられなかったために、一九八二年一月一日時点で六〇歳以上の者は年齢要件を充たさず、国民年金に加入したくとも加入できなかった。また、同時点で三五歳以上で六〇歳未満の者は、国民年金に加入しなければならぬが、以降、保険料を納付しても、六〇歳までに老齡年金を受給するために必要な二五年の資格期間を充たさない、ということとなり、老齡年金の受給権はない。したがつて、国民年金法においてようやく国籍条項が撤廃されたものの、在日韓国朝鮮人である定住外国人は、少なくとも、一九八二年一月一日時点で三五歳を超える者にとつては、実質的に意味のない「改正」であつた。いや、単に「意味がない」だけではなく、法律上国民年金への加入を強いられ、そして保険料の負担を強いられながら、在日コリアンの高齢者はその恩恵にはあらずからず、また負担者自身も年金を受給できない、という、まさに重層的被害を強いられることになつたのである。

八 訴訟の経過

私たちは、高齢在日コリアンにとって極めて深刻な問題であり、どのように見ても不合理極まりないこの問題を、「戦後補償問題」として、国を被告として損害賠償の裁判を提起した。

日本の朝鮮半島に対する植民地支配、そしてそれに対する責任を日本政府が一貫して回避してきたことによる不合理が、年金問題においても深刻な状況を生んだのである。私たちは、訴訟においても「戦後補償問題」としての問題を強調し、裁判官に訴えた。

そして、国民年金制度において、在日コリアンを基本的には制度の埒外におきながら、一方で、「日本国民」に関しては、「特別の措置」をとって救済を図ってきたことも強調した。即ち、一九六六年の小笠原諸島の本土復帰、一九七二年の沖縄の本土復帰、一九九四年の中国残留日本人の帰国に於いての措置、そして二〇〇二年のいわゆる「拉致被害者」の帰国に際しての年金問題にかかわる特別の救済措置である。小笠原・沖縄については、その「本土復帰」がその住民にとっては国民年金制度の「創設」であり、然るべき救済のための経過的措置がと

られ、また、中国残留日本人や「拉致被害者」は自らの責任ではないところで保険料納付がなしていない、として特別措置がとられた。例えば二〇〇二年二月の「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」では、「拉致期間」が国民年金法上「被保険者期間」とされ、その期間の被害者の保険料に相当する費用を全額国庫において負担する、という措置であった。

こうした特別措置が、たとえわずかの数であっても日本国民なら特別立法で救済措置がとられるにもかかわらず、数十万の在日コリアンはいくまでも「外国人」という扱いである。私たちはこの不合理をひたすら裁判所に訴えた。

二〇〇五年五月二五日、大阪地裁の判決は、私たちの請求を棄却する、というものであり（『判例時報』一八九八号、七五頁）、その控訴審である大阪高裁も、二〇〇六年一月一日、同様の結論を示した。舞台は、現在最高裁に移っている。

そこにおいて示された「論」は誠に貧弱という他ないものであった。両判決は、「外国人に対する社会保険を含む社会保障の責任は、第一次的にはその者の属する国家が負うべきである」として、在日コリアンを滞日外国人一般と同様に扱い、その社会保障は「本国」政府の責

任、としたのである。果たして、日本政府は、海外において日本国籍のまま滞在する人々の社会保障を日本政府の責任で行っている、とでもいうのであろうか？ 全くなりの本質を見ようとせず、姑息な責任回避を正当化した最悪の判決と評されるべきものである。

ただ地裁判決は、国際人権規約の適用問題について、社会権規約において社会保障における権利を定めた九条、内外人平等をうたった二条の適用について、自由権規約と同様に、「留保なしに批准されている」から、「すでに立法された場合には社会保障を受ける権利において差別を禁止する」ことは、自由権規約二六条と同趣旨で裁判規範性を認めるべき、として、国の主張を排斥した。この点においては、評価されるべきであるが、しかし、結論においては、憲法一四條違反を争った多くの判例と同じく、「立法府の裁量の範囲」として、許し難い不合理を正当化してしまったのである。

最高裁がこの深刻な不合理をどのように受け止めるのか、私たちは最後まで闘いを続けるつもりである。

明日を拓く 67

特集 教育・啓発活動の展開

埼玉人権啓発企業連絡会二〇周年記念座談会

人権を尊重する企業をめざして

出席者／水谷正典 菅原政昭 相座恵一 中島保

小林芳弘 北川康二 窪田清一

司会／石田 貞 記録／藤沢靖介

オブザーバー／長岡谷拓人

〈講演〉 大学における人権教育から

——東京墨田の人権教育は継承されるか 大森直樹

史料紹介 『明治前期大審院民事判決録』から

その三 「神社氏子・祭礼参加に関する四件 藤沢靖介

埼玉県成沢村八坂神社の祭礼参加問題

大審院で勝利したが祭礼参加の実現は半世紀後

石田 貞

頒価 10500円 (本体価格 10000円)

発行 東日本部落解放研究所 発売 (有) 解放書店
東京都台東区今戸 2-1-8-5 ☎ 03・5603・1861